

## (案) 第3章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動 新旧対照表 (\*4)

旧	新(案)
第2章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動	第3章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動
<p>第1節 出動から初動活動までの留意点</p> <p>化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない出動指令を命じられた場合における、出動指令を命じられた時点から現場に到着して活動を開始するまでの留意点は次のとおりである。</p> <p><del>なお、通報内容又は出動隊の災害情報等から、化学災害又は生物災害であると判別できる場合は、本マニュアルの該当する災害に関する活動要領により活動を行うものとする。</del></p> <p>第1項 出動から現場到着まで</p> <p>(1) 出動前の措置</p> <p>① 化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない。出動指令を受けた場合には、自分の隊が保有する対応資機材を追加積載するとともに、使用頻度の高い空気ボンベ等を後続部隊のトラック等で搬送するよう資機材の増強を行う。</p> <p>② 指揮者と機関員は、出動前に消防指令室からの情報（風向、風速、地形等）及び地図等を活用して、指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署できるように出動経路を協議し、決定する。</p> <p>③ 化学物質対応防護服（陽圧式化学防護服を除く。）を保有する隊は、原則として防護服を乗車する前に着（面体を除く。）し、出動する。その際には、車両のスペース等を考慮して防護服が破損することがないように注意する。</p> <p>④ 車両部署位置は、指令場所又は化学剤が散布された場所（建物等）の風上側から目安として120m以上離れた場所を部署目標とする。その際には、風向き、風速、地形、建物状況、部隊の規模及び必要な活動スペース等の他、除染に使用するための水利がある場所も考慮する。</p> <p>⑤ 最先着隊は、後着隊の部署位置を消防指令室に報告し、消防指令室から後着する出動各隊に周知させる。</p> <p>(2) 出動途上の措置</p> <p>① 起動から測定開始までに時間を要する検知資機材を可能な限り起動させておく。</p> <p>② 災害現場が近づいたら、車内の窓を閉め、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える。</p> <p>③ 車内より周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状が認められた場合は消防指令室に報告をする。その際には、それ以上近接せず、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）まで速やかに後退する。</p> <p>④ 消防指令室からの通報場所、風向等の変更情報を適宜確認して、目標とする車両部署位置の安全を確保するとともに、必要に応じて変更を図る。</p>	<p>第1節 出動から初動活動までの留意点</p> <p>化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない出動指令を命じられた場合における、出動指令を命じられた時点から現場に到着して活動を開始するまでの留意点は次のとおりである。</p> <p>なお、現場到着後、以下の信頼できる情報により物質の推定ができた場合は、「第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動」により活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>災害現場において消防、警察機関が行った簡易検知の結果</u></p> <p>(2) <u>公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）から得られた回答</u></p> <p>(3) <u>陸上輸送中に事故を起こした車両に積載されているイエローカード（一般社団法人日本化学工業協会が推進する、化学物質や高圧ガス輸送時の事故に備えた関係者が取るべき処置を書いた緊急連絡カード）</u></p> <p>(4) <u>事故が発生した施設の責任者からの図面や書類等を用いた情報提供</u></p> <p>第1項 出動から現場到着まで</p> <p>(1) 出動前の措置</p> <p>① 化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない出動指令を受けた場合には、自分の隊が保有する対応資機材を追加積載するとともに、使用頻度の高い空気ボンベ等を後続部隊のトラック等で搬送するよう資機材の増強を行う。</p> <p>② 指揮者と機関員は、出動前に消防指令室からの情報（風向、風速、地形等）及び地図等を活用して、指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署できるように出動経路を協議し、決定する。</p> <p>③ 化学物質対応防護服（陽圧式化学防護服を除く。）を保有する隊は、原則として防護服を乗車する前に着（面体を除く。）し、出動する。その際には、車両のスペース等を考慮して防護服が破損することがないように注意する。</p> <p>④ 車両部署位置は、指令場所又は化学剤が散布された場所（建物等）の風上側から目安として120m以上離れた場所を部署目標とする。</p> <p>その際には、風向き、風速、地形、建物状況、部隊の規模及び必要な活動スペース等の他、除染に使用するための水利がある場所も考慮する。</p> <p>⑤ 最先着隊は、後着隊の部署位置を消防指令室に報告し、消防指令室から後着する出動各隊に周知させる。</p> <p>(2) 出動途上の措置</p> <p>① 起動から測定開始までに時間を要する検知資機材を可能な限り起動させておく。</p> <p>② 災害現場が近づいたら、車内の窓を閉め、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える。</p> <p>③ 車内より周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状が認められた場合は消防指令室に報告をする。その際には、それ以上近接せず、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）まで速やかに後退する。</p> <p>④ 消防指令室からの通報場所、風向等の変更情報を適宜確認して、目標とする車両部署位置の安全を確保するとともに、必要に応じて変更を図る。</p>

第2項 現場到着から活動開始まで

- (1) 消防指令室に車両部署位置を明確に報告するとともに、関係者（通報者）の現在位置、現場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供を受ける。
- (2) 関係者（通報者）と接触した場合は、要救助者、負傷者の有無、負傷者のいる位置及び発生の経緯等必要な情報を入手する。
- (3) 風上（風の流れ）を確実に確認するために、吹流し又は発煙筒等を活用する。
- (4) 消防警戒区域を設定し、関係者以外に対してその区域からの退去を命じ、その区域内への出入りを禁止する。
- (5) 大規模な建物の場合には、必要な防護措置を備えた隊員にて、防災センター等の管理施設に前進指揮所を設定し、監視カメラ、放送設備を活用等して情報収集を図る。

第2項 現場到着から活動開始まで

- (1) 消防指令室に車両部署位置を明確に報告するとともに、関係者（通報者）の現在位置、現場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供を受ける。
- (2) 関係者（通報者）と接触した場合は、要救助者、負傷者の有無、負傷者のいる位置及び発生の経緯等必要な情報を入手する。
- (3) 風上（風の流れ）を確実に確認するために、吹流し又は発煙筒等を活用する。
- (4) 消防警戒区域を設定し、関係者以外に対してその区域からの退去を命じ、その区域内への出入りを禁止する。
- (5) 大規模な建物の場合には、必要な防護措置を備えた隊員にて、防災センター等の管理施設に前進指揮所を設定し、監視カメラ、放送設備を活用等して情報収集を図る。

〔第1章 消防活動の基本原則〕へ移行のため削除

第2節 区域の設定（ゾーニング）

化学・生物災害における区域とは、危険度に応じた通行規制区域の設定（ゾーニング）のことであり、ホットゾーン、ウォームゾーン、コールドゾーンに区分している（表2-1）。119番受信時及び初動時には、災害の発生原因さえも不明なこともあり、「化学剤による災害」、「生物剤による災害」と推定できない場合もあるため、災害の種別が推定できない場合は、安全を見込んだ、化学剤、生物剤どちらにも対応できる区域の設定（図2-1又は図2-2）を行う。この場合、屋外の区域設定では風向きを考慮して、風上、風横、風下側に一定の距離に広げたホットゾーンを設定する。

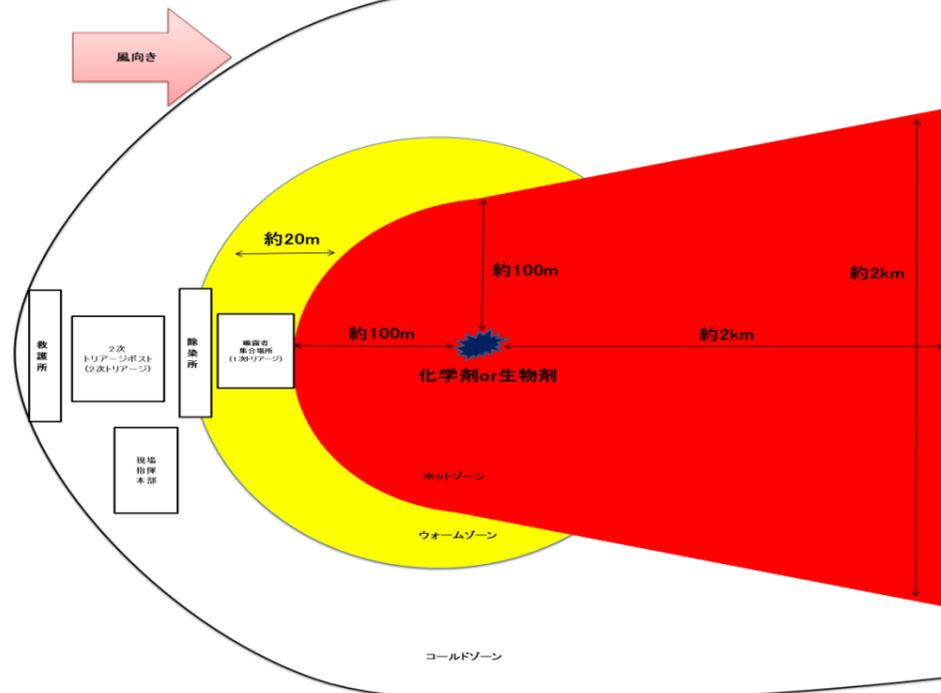
ゾーニングの距離、形状などは散布された剤の種類、散布形態、散布量及び発災時の気象状況などによって変化する。

初動時における、活動隊が検知資機材を有していない場合又は検知までに時間を要するまでの間は、図2-1又は図2-2に表2-1の含まれる場所・区域を目安として、区域の設定を行う。

表2-1 区域（ゾーン）の概要

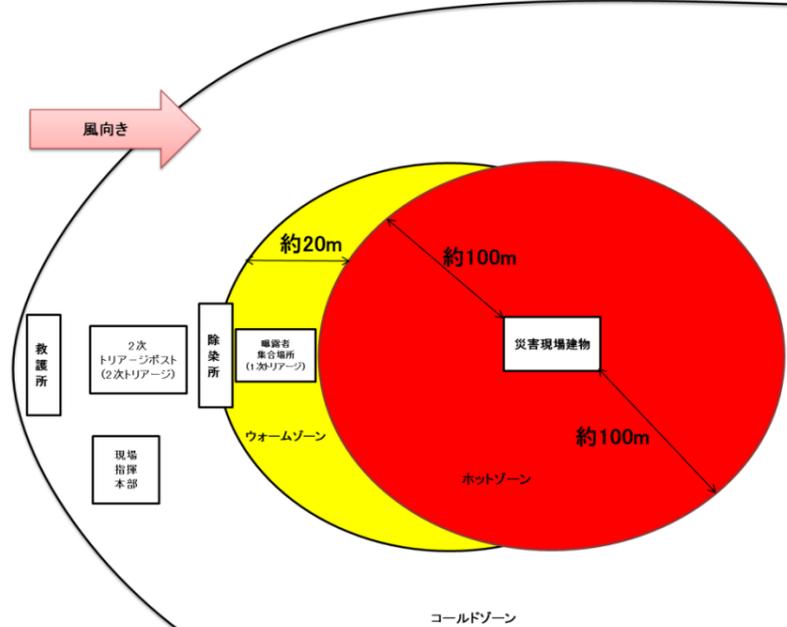
区域（ゾーン）名	含まれる場所・区域	機能
ホットゾーン	原因物質に直接接触する可能性のある区域 ・化学剤又は生物剤そのもの、化学剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ・建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所 ・人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 ・簡易検知器により反応がでる付近一帯 ・小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 ・曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	
ウォームゾーン	直接的な危険性は少ないが潜在的危険域。主たる危険は二次汚染 ・化学剤又は生物剤が存在しない場所に汚染された人（物）があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができていない付近一帯	・曝露者集合場所 ・1次トリアージ ・除染所
コールドゾーン	直接の危害が及ばない安全区域（消防警戒区域内でホットゾーン及びウォームゾーン以外の区域）	・車両部署位置 ・2次トリアージポスト ・救護所 ・現場指揮本部

図2-1 屋外での区域の設定（ゾーニング）例



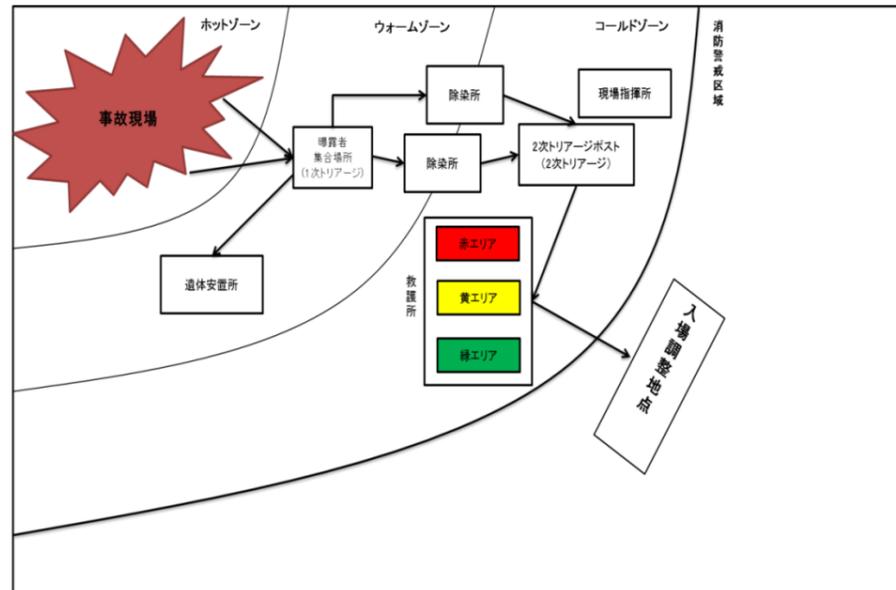
(必携NBCテロ対処ハンドブック (CBRNテロ対処研究会) より抜粋のうえ加筆)

図2-2 建物等の密閉されている区域の設定（ゾーニング）例



(必携NBCテロ対処ハンドブック (CBRNテロ対処研究会) より抜粋のうえ加筆)

図2-3 現場におけるゾーニングの一例



—(必携NBCテロ対処ハンドブック (CBRNテロ対処研究会) より抜粋)—

第3節 化学剤・生物剤への防護

曝露者の救出等を行う消防隊員自身の防護措置は、活動における基本であり、現場へ進入する前に、判明した情報に基づいて適切な防護装置を選択し、化学剤・生物剤が体表面や粘膜に触れないように細心の注意を払わなくてはならない。

第1項 防護措置 (レベル別)

化学災害又は生物災害と疑われる現場への進入は、防護措置が必須である。防護措置にはレベルAからレベルDまであり、各レベルにおける必須装置及び選択装置の主な防護服、資機材は次のとおりである。ただし、原因物質が分からない場合は、レベルA防護措置を施し最高度の安全水準を確保する。

- (1) レベルA防護措置 (略)
- (2) レベルB防護措置 (略)
- (3) レベルC防護措置 (略)
- (4) レベルD防護措置 (略)
- (5) スタンダードプレコ—ジョン (略)

(「第1章 消防活動の基本原則」へ移行のため削除)

第2項 レベル別活動隊の活動範囲

防護措置レベルに合わせた活動区域及び活動可能な内容を明らかにしておくことが必要である。原因物質が推定できるまでの各ゾーンにおけるレベル別活動隊及び活動内容は、表2-2のとおりとする。

表2-2 レベル別活動隊の活動範囲

活動区域	レベル別活動隊 (防護措置)	活動内容
ホットゾーン	レベルA活動隊 (レベルA防護措置を備えた隊をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットゾーンの設定</li> <li>・簡易検知活動</li> <li>・危険排除(化学剤又は生物剤の収去、化学剤又は生物剤の収納容器の収去)</li> <li>・救助活動</li> </ul>
ウォームゾーン	レベルB活動隊 (レベルB防護措置を備えた隊をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォームゾーンの設定</li> <li>・曝露者集合場所の決定</li> <li>・歩行可能な傷病者の誘導</li> <li>・1次トリアージ</li> <li>・曝露者及び隊員等の除染活動</li> </ul>
コールドゾーン	レベルC活動隊 (レベルC防護措置を備えた隊をいう。)  レベルD活動隊 (防護措置を施さない隊をいう)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場指揮本部の設置</li> <li>・コールドゾーン及び消防警戒区域の設定</li> <li>・情報収集</li> <li>・広報活動</li> <li>・避難誘導</li> <li>・2次トリアージポスト及び救護所の設置</li> <li>・2次トリアージ</li> <li>・救急搬送</li> </ul>

第3項 レベル別活動隊の主な活動

(1) レベルA活動隊

~~化学剤・生物剤が直接接触する危険性がある区域の中で曝露者(歩行不能者)の救出や各種の検知・測定資機材を活用して原因物質の簡易検知活動を実施し、必要に応じて危険排除(化学剤又は生物剤の収去、化学剤又は生物剤の収納容器の収去)を実施する。~~

(2) レベルB活動隊

~~ウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、歩行可能な傷病者の誘導、1次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動等を実施する。~~

(3) レベルC活動隊

~~現場指揮本部の設定、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、2次トリアージポスト及び救護所の設置、2次トリアージを実施する。~~

(4) レベルD活動隊

~~現場指揮本部の設定、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、2次トリアージポスト及び救護所の設置、2次トリアージを実施し、レベルA・B・C活動隊が円滑に活動できるように支援を実施する。~~

第2節 レベル別活動隊の活動範囲と主な活動

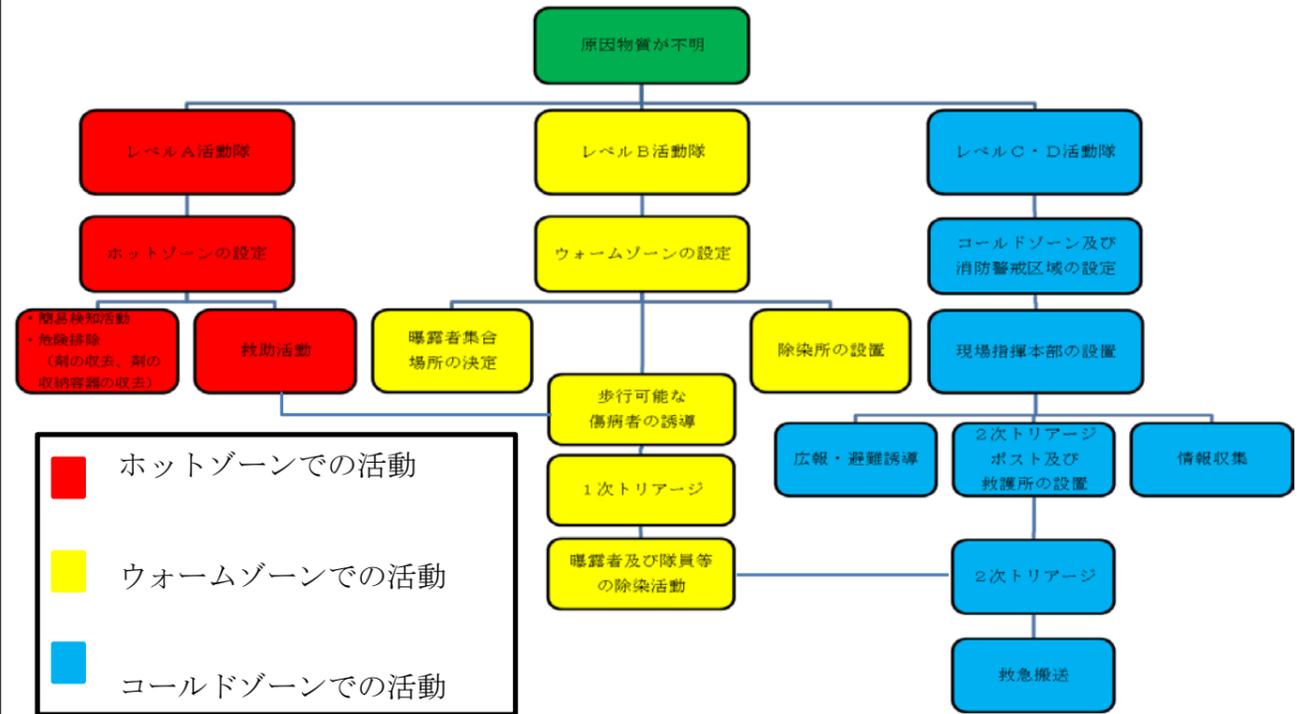
防護措置レベルに合わせた活動区域及び活動可能な内容を明らかにしておくことが必要である。原因物質が推定できるまでの各ゾーンにおけるレベル別活動隊及び活動内容は、表3-1のとおりとし、そのフローチャート及び活動範囲のイメージは、それぞれ図3-1、図3-2のとおりである。

表3-1 レベル別活動隊の活動範囲と主な活動

活動区域	レベル別活動隊 (防護措置)	活動内容
ホットゾーン	レベルA活動隊 (レベルA防護措置を備えた隊をいう。 以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットゾーンの設定</li> <li>・簡易検知活動</li> <li>・危険排除(剤の収去、剤の収納容器の収去)</li> <li>・救助活動</li> </ul>
ウォームゾーン	レベルB活動隊 (レベルB防護措置を備えた隊をいう。 以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォームゾーンの設定</li> <li>・曝露者集合場所の決定</li> <li>・歩行可能な傷病者の誘導</li> <li>・1次トリアージ</li> <li>・曝露者及び隊員等の除染活動</li> </ul>
コールドゾーン	レベルC活動隊 (レベルC防護措置を備えた隊をいう。 以下同じ。)  レベルD活動隊 (防護措置を施さない隊をいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールドゾーン及び消防警戒区域の設定</li> <li>・現場指揮本部の設置</li> <li>・情報収集</li> <li>・広報・避難誘導</li> <li>・2次トリアージポスト及び救護所の設置</li> <li>・2次トリアージ</li> <li>・救急搬送</li> </ul>

(表3-1と内容が同様のため削除)

図3-1 レベル別活動隊のフローチャート

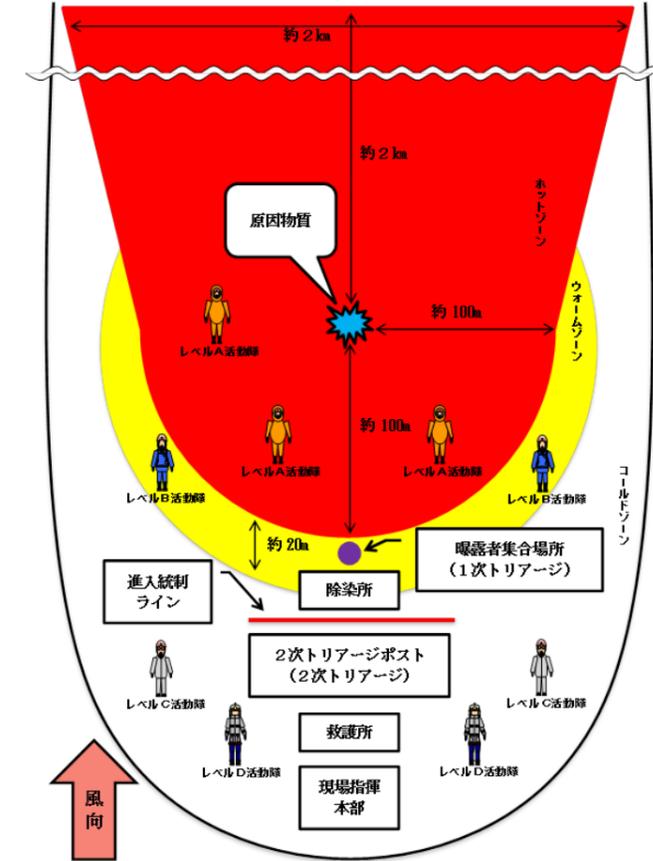


※消防活動の優先順位

化学災害又は生物災害時において有効な消防活動を行うには、活動を同時並行して実施することが重要であるが、初動時等における消防本部の実情（隊員数、資機材等の不足）により、これらの消防活動が同時並行して実施できない場合が想定される。

消防活動が同時並行して実施できない場合における消防活動の優先順位は、各ゾーンの設定、救助活動、1次トリアージ、曝露者の除染活動、2次トリアージ、救急搬送の順であり、これらの消防活動を早期に実施することにより、傷病者の症状の悪化防止につながる。

図3-2 レベル別活動隊の活動範囲イメージ図



第4項 簡易検知活動

- (1) 簡易検知又は測定（以下「検知等」という。）を実施する際は、レベルAの防護措置を講じた少なくとも2名以上の隊員で活動する。
- (2) 化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、可燃性ガス測定器を携帯する。なお、陽圧式化学防護服は火災・爆発に対応できないため、検知器が反応したら緊急退避する。
- (3) 検知活動は、風上、風横側の安全な地域から危険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実施する。また、複数で検知活動を実施する場合は、各々の検知活動の範囲及び位置を明確にして実施する。
- (4) 警察等の関係機関が検知等のできる資機材を保有している場合は、連携して活動する。
- (5) ホットゾーン内で簡易検知ができない場合は、危険物を密閉容器に採取し、ウォームゾーン又はコールドゾーン内でグローブボックス等を活用し検知を実施する。
- (6) 測定濃度値が異なるときは、危険度の高い数値で対応する。
- (7) 検知を実施した活動隊は、実施者は、検知活動の位置ごとに結果（検知活動の位置、検知された物質の名称、種類及び測定値）をその都度、現場指揮本部に報告する。
- (8) 簡易検知結果は警察、日本中毒情報センター、保健所、医療機関等へも速やかに情報提供する。

第3節 簡易検知活動

第1項 簡易検知の開始

簡易検知又は測定（以下「検知等」という。）は、周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）に設定した進入統制ラインを起点にして、レベルAの防護措置を講じた少なくとも2名以上の隊員で行う。

第2項 安全措置

化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器のほか、火災・爆発の危険性に配慮する必要があるため、可燃性ガス測定器を携帯し、可燃性ガス測定器が反応した場合には、陽圧式化学防護服は火災・爆発に対応できないので緊急退避する。ただし、人命救助、応急措置等緊急やむを得ず危険区域内で活動を行う必要がある場合は、次の安全措置を講じ、最小限の隊又は隊員で活動する。

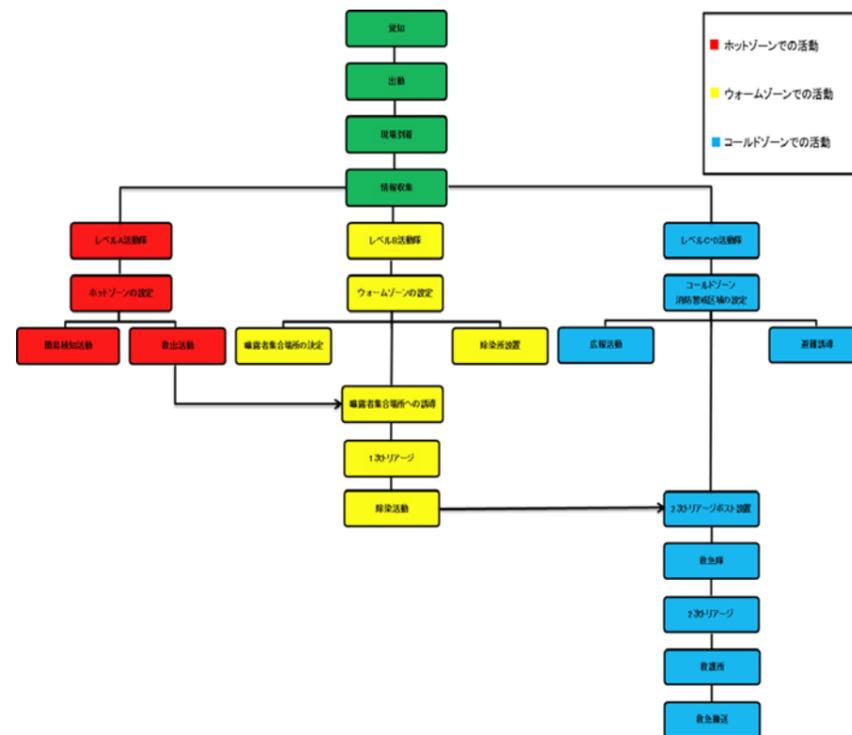
- (1) 化学物質対応防護服の上に防火衣を着装させた身体防護措置
- (2) 静電気発生防止措置（防護服、防火衣を水で濡らす。）
- (3) 火花を発生する機器のスイッチ操作の禁止（携帯無線機、照明器具等）
- (4) 爆発防止のため可燃性ガスの拡散（噴霧注水、送風等による拡散）
- (5) 援護注水態勢の確保  
なお、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに退去する。
- (6) 防護服に破れ等異状が生じたとき
- (7) 空気呼吸器に異状が生じたとき

- (8) 活動中に受傷する等の事故が発生したとき
- (9) 高濃度の可燃性ガスを検知したとき
- (10) その他異状が生じたとき

第3項 簡易検知の要領

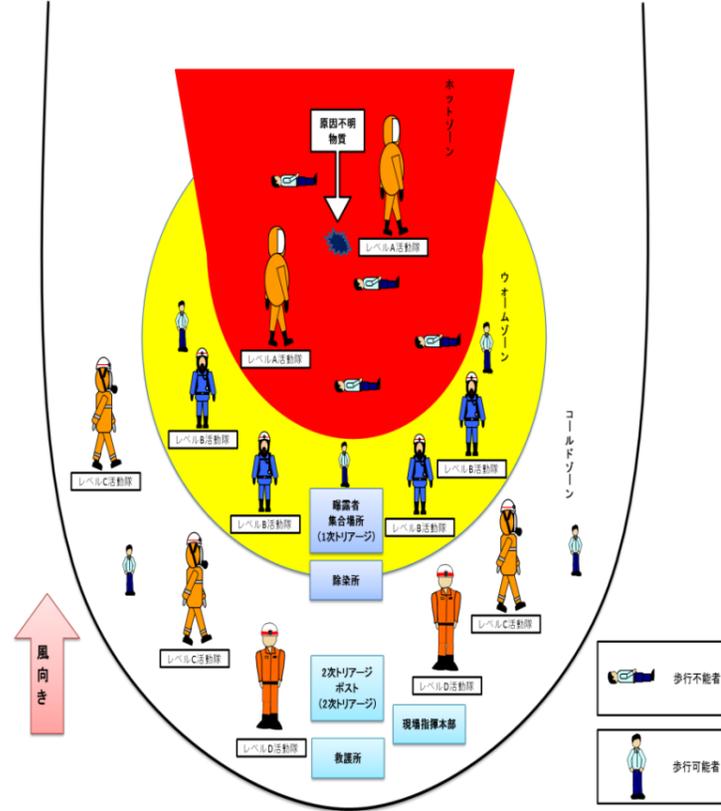
- (1) 検知活動は、風上、風横側の安全な地域から危険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実施する。また、複数で検知活動を実施する場合は、各々の検知活動の範囲及び位置を明確にして実施する。
- (2) 警察等の関係機関が検知等のできる資機材を保有している場合は、連携して活動する。
- (3) ホットゾーン内で簡易検知ができない場合は、危険物を密閉容器に採取し、ウォームゾーン又はコールドゾーン内でグローブボックス等を活用し検知を実施する。
- (4) 測定濃度値が異なるときは、危険度の高い数値で対応する。検知を実施した消防部隊の実施者は、検知活動の位置ごとに結果（検知活動の位置、検知された物質の名称、種類及び測定値）をその都度、現場指揮本部に報告する。
- (5) 簡易検知結果は警察、日本中毒情報センター、保健所、医療機関等へも速やかに情報提供する。

図2-9 レベル別活動隊のフローチャート



(表3-1の次へ移行のため削除)

図2-10 レベル別活動隊の活動範囲イメージ図



(表3-1の次へ移行のため削除)

第5項 消防活動の優先順位

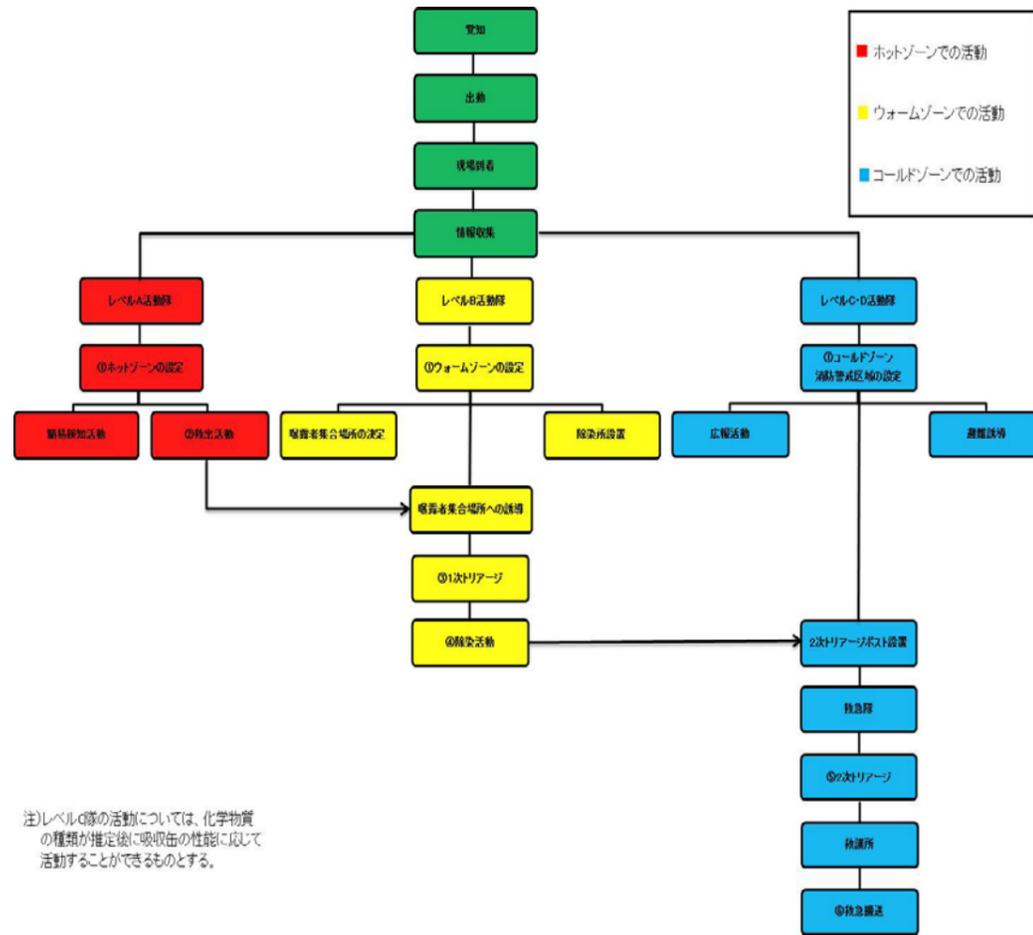
化学災害又は生物災害時において有効な消防活動を行うには、下図2-11の情報収集後の活動を同時並行して実施することが重要であるが、初動時等における消防本部の実情(隊員数、資機材等の不足)により、これらの消防活動が同時並行して実施できない場合が想定される。消防活動が同時並行して実施できない場合における消防活動の優先順位を次に示す。

- <優先①>各ゾーン設定
- <優先②>救出活動
- <優先③>1次トリアージ
- <優先④>除染活動
- <優先⑤>2次トリアージ
- <優先⑥>救急搬送

上記優先①～⑥を早期に実施することにより、傷病者の症状の悪化防止につながる。

(図3-1の下へ移行のため削除)

図2-11 消防活動の優先順位



注)レベルC等の活動については、化学物質の種類が推定後に吸引缶の性能に応じて活動することができるものとする。

(文章表現に変更のため削除)

#### 第4節 区域の設定 (ゾーニング)

##### 第1項 ホットゾーンの設定

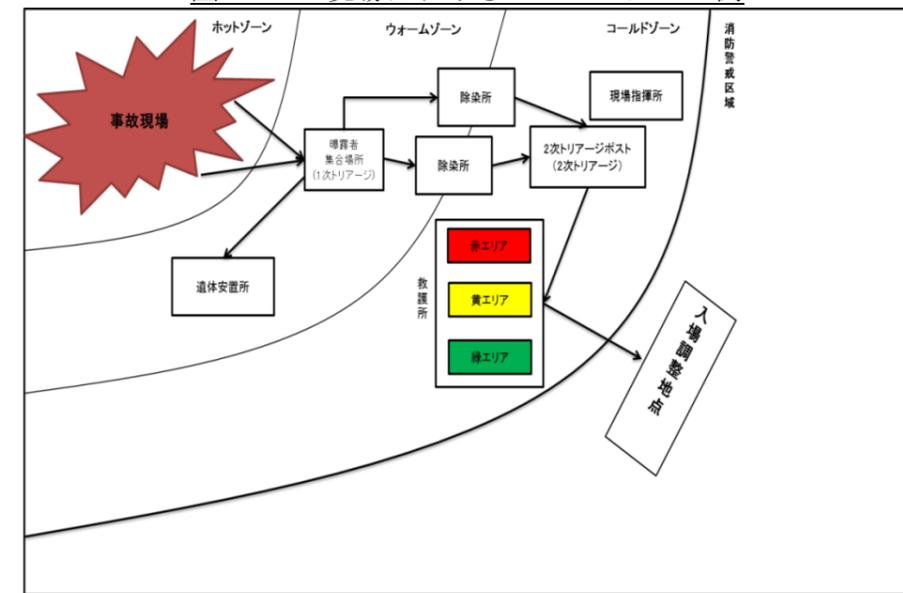
###### (1) 屋外での初期設定要領

- ① 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間のゾーン設定は、図1-1を目安とする。
- ② 市街地では、図3-3の例を参考に区域を設定することとし、住所区分(例:○丁目区域から○丁目区域まで)毎に設定できると分かりやすく周知しやすい。

###### (2) 建物等の密閉されている区域(ビル内、地下鉄駅構内、多数人が出入りする施設内等(以下「建物等内」という。))の初期設定要領

- ① 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図1-2を目安とする。
- ② 地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口及び通気口、換気口、排気口等ごとに上記①で設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。
- ③ 施設内に人がいないことを確認した場合には、化学剤又は生物剤を施設内に閉じ込めるような処置(開口部の閉鎖、空調の停止等)を行う。
- ④ 噴霧器等で建物の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、建物外の風下側にもホットゾーンを設定する。

図3-3 現場におけるゾーニングの一例



第2項 ウォームゾーンの設定

- (1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間のゾーン設定は、図1-1又は図1-2のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。
- (2) 発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定は必要ない。

第3項 コールドゾーン（消防警戒区域）の設定

- (1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因病原体が検知されるまでの間のゾーン設定は、図1-1又は図1-2を目安とする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。
- (2) ウォームゾーンの境界線（除染場所）から消防警戒区域（テープ、ロープ等により明示）までのコールドゾーンの設定は警察機関と連携して設定する。
- (3) 症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。
- (4) コールドゾーン（消防警戒区域）を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。

第4節 最先着隊がレベルD隊であった場合の活動

化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害の指令を受けた場合であっても、レベルD隊が最先着する場合もあると考えられる。そこで、レベルD隊が現場に最先着した場合の具体的な活動を次に示す。

第1項 出動から現場到着の活動

(1) 出動から現場到着まで

① 出動前の措置

- ア 化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害の指令を受けた場合には、自分の隊が保有する対応資機材を追加積載するとともに、使用頻度の高い空気ボンベ等を後続部隊のトラック等で搬送するよう資機材の増強を行う。
- イ 指揮者と機関員は、出動前に消防指令室からの情報（風向、風速、地形等）及び地図等を活用して、指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署

第5節 最先着隊がレベルD隊であった場合の活動

化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害の指令を受けた場合であっても、レベルD隊が最先着する場合もある。レベルD隊の活動のうち、出動から現場到着までについては、「第1節第1項 出動から現場到着まで」に準じて活動し、現場に最先着した場合の活動は次のとおりとする。

第1項 レベルA・B・C隊が到着するまでの活動

- (1) 車両部署位置は、あらかじめ目標としていた水利を確保できる場所であり、部隊の規模、活動（1次トリージング、除染所、2次トリージング、救急車の運用）の準備に必要な活動スペース等を考慮して、通報場所の風上側（少なくとも120m以上離れた場所）とし車内から周囲の状況を消防指令室に報告する。
- (2) 異常が認められた場合（人が倒れている、動植物の異常な死体・枯死を視認等）には、災害現場での判断により早期に風上側に移動を行う。

~~できるように出動経路を協議し、決定する。~~

~~ウ 化学物質対応防護服（陽圧式化学防護服を除く。）を保有する隊は、原則として防護服を乗車する前に着（面体を除く。）し、出動する。その際には、車両のスペース等を考慮して防護服が破損することがないように注意する。~~

~~エ 車両部署位置は、指令場所又は化学剤が散布された場所（建物等）の風上側から目安として120m以上離れた場所を部署目標とする。~~

~~その際には、風向き、風速、地形、建物状況、部隊の規模及び必要な活動スペース等の他、除染に使用するための水利がある場所も考慮する。~~

~~オ 最先着隊は、後着隊の部署位置を消防指令室に報告し、消防指令室から後着する出動各隊に周知させる。~~

## ② 出動途上の措置

~~ア 起動から測定開始までに時間を要する検知資機材を可能な限り起動させておく。~~

~~イ 災害現場が近づいたら、車内の窓を開け、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える。~~

~~ウ 車内より周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状が認められた場合は消防指令室に報告をする。その際には、それ以上近接せず、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）まで速やかに後退する。~~

~~エ 消防指令室からの通報場所、風向等の変更情報を適宜確認して、目標とする車両部署位置の安全を確保するとともに、必要に応じて変更を図る。~~

## (2) 現場到着時の活動について

~~① 安全なエリアから車内より拡声器を使用して、避難誘導及び広報活動にあたる。~~

~~② 歩行可能者の避難誘導は、風上側に避難するよう広報する。~~

~~③ 気分が悪くなっている者等が確認できた場合には、除染所の設置位置を考慮して、曝露者の集合場所を指定し、拡声器によりその場所へ移動させる。~~

~~④ 適宜、後続部隊に対し、消防指令室を通じて状況を伝達する。~~

## 第2項 レベルA・B・C隊の到着後からの活動

~~(1) 入手した情報及び曝露者集合場所等を各隊に報告する。~~

~~(2) 消防警戒区域の設定には、2次トリアージポスト、救護所及び現場指揮本部の設置場所を考慮するとともに、多数の傷病者が搬送できるよう、警察機関の協力を得て救急車の動線確保する。~~

## 第5節 広報内容

~~災害現場における広報内容は、次のようなものが想定される。~~

### (1) 現場到着時における広報内容例（異状が確認できない場合）

~~「こちらは〇〇消防本部です。〇時〇〇分に多数の人が気分の悪さを訴えているとの通報が〇〇町〇〇丁目〇〇番地からありました。それらの情報についてご存知の方は、消防隊が〇〇付近に待機していますので、お知らせください。また、気分が悪い人がいましたら、〇〇付近に集合してください。」~~

### (2) 現場到着時における広報内容例（気分の悪い人等が確認できた場合）

~~「こちらは〇〇消防本部です。現在、〇〇付近において有毒なガスが流出した可能性がありますので、至急、口等をタオルなどで覆いながら〇〇方面（側）に避難してください。また、気分が悪い人は、病院まで搬送いたしますので、〇〇付近に集合してください。避難が必要な方は〇〇町〇〇丁目〇〇番地内で外に出ている方です。屋内にいる方は、空調を切り、窓を閉めて屋内に留まってください。」~~

~~(3) 車内で異常がないことを確認した後に降車し、火災時に使用する防火衣、革手袋、自給式呼吸器を着装する（面体は着装しなくてもよいが、何か症状（目、喉の異常等）が出た場合には面体を着装する。）。~~

~~(4) 除染活動に使用する水を送るため、ホースを二線延長する。~~

~~(5) 周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）に、それより先は必要な防護措置をした隊員のみが活動することのできる進入統制ラインを設定する。~~

~~(6) 自給式呼吸器を着装できない隊員には、車内より拡声器を使用して、広報・避難誘導にあたる。~~

~~(7) 歩行可能者の避難誘導は、風上側に避難するよう広報する。~~

~~(8) 気分が悪くなっている者等が確認できた場合には、除染活動スペース及び2次トリアージスペースを考慮して、曝露者の集合場所に適当な場所を指定し、拡声器によりその場所へ移動させる。その際に、関係者の曝露を考慮して少し離れた場所から情報を入手し、接触を行い、情報入手後に1次トリアージ場所に向かわせる。~~

~~(9) 適宜、後続部隊に対し、消防指令室を通じて状況を伝達する。~~

## 第2項 レベルA・B・C隊が到着してからの活動

~~(1) 入手した情報及び曝露者集合場所等を各隊に報告する。~~

~~(2) 消防警戒区域の設定には、2次トリアージポスト、救護所及び現場指揮本部の設置場所を考慮するとともに、多数の傷病者が搬送できるよう、警察機関の協力を得て救急車の動線確保する。~~

（「第4章第4節第3項 広報・避難誘導」へ移行のため削除）

(3) 消防警戒区域設定の広報内容例

「こちらは〇〇消防本部です。現在〇〇付近において有毒なガスが流出した可能性があります。被害が拡大する恐れがありますので、現在消防隊により危険区域を設定しております。〇〇付近にいる方、またこれから〇〇付近に向かわれる方は、被災するおそれがあります。至急、危険区域外の安全な場所に避難してください。現在、〇から〇に向かって風が吹いています。〇〇方面（側）への避難をお願いします。なお、安全が確認されるまで、危険区域内への立ち入りを禁止します。」

(4) 活動中の広報内容例

① 「現在発生中の災害についてお知らせします。本日〇時ごろ〇〇付近において有毒なガスが流出し、多数の方が被災されています。現在消防隊により救出活動が行われていますが、被害が拡大するおそれがあります。〇〇付近にいる方は、安全な場所に避難してください。気分が悪くなられた方は、近くの消防隊員までお知らせください。また、近隣の消防署から、多数の消防車、救急車が応援に向かってきております。交通の妨げとならないようご協力お願いいたします。引き続き詳しい情報が入り次第、お伝えします。」

② 「危険区域内（例：〇〇付近）にいる方に連絡します。消防隊により、安全な方法で皆さんを救護所まで誘導しますので、消防隊員の指示に従ってください。テント内での脱衣や、シャワーを行っていただきます。これは危険を取り除き、皆さんの安全を確保するために従っています。落ち着いて消防隊員の指示に従ってください。」

※ その他、避難方向の指示を土地勘のない人や、子供やお年寄り等の人たちのために〇〇方向（側）だけでなく、「赤色回転灯が回転している消防車の方向へ」、「クラクションを5秒間鳴動させますのでクラクションの方向へ」など子供や目の不自由な者等にも避難しやすいような工夫をする。